

戦前期の『主婦の友』にみる「愛」と結婚

大塚 明子

The Concept of Love and Marriage in Pre-War “Shufu no Tomo” (Housewife’s Companion)

Meiko Otsuka

1. はじめに

家族社会学では長い間、戦前の日本の家族を伝統的な「家」として捉え、戦後の民主改革によって「非近代的な『直系制家族=家』から近代的な夫婦家族へ」という変動が始まる、という見方が一般的だった。そして明治民法下の媒酌結婚については、親が主導権を握り、当人の意思は重視されない「家」本位の「不自由婚」として捉えられてきた。例えば『「家」を存続していくにふさわしい『嫁』が家長どうしの話しあいで決められ、女は生家から婚家へモノのように貰われていきました』[江刺、1989:278]・「結婚の決定権は親が握っていて、本人とりわけ女性には結婚の諾否の権利はないも同然だった」[菅野、2001:26]といった議論が典型的である⁽¹⁾。

これに対し、1990年代以降、欧米の社会史や歴史社会学の成果を導入した論者たちにより、戦前の新中間層の家族もまた「近代家族」的な性格のものだったという指摘が、相次いでなされている。しかし、このように近代家族論を導入する場合も、従来の「不自由婚」のイメージ、すなわち欧米の恋愛結婚とは全く異質な「愛」なき結婚という見方は、総じて維持されているようだ。例えば瀬地山角 [1996] は、日本型近代家族の大きな特徴として、「結婚に関する家系（親・親族）からの制約が強く」て恋愛結婚の一般化が遅れ

た点を指摘し、このために「夫婦愛は相対的に希薄となりやすく」「女性はその感情的結合の対象を子供に見出すことにな」ったと論じている [228-9]。

しかし、都市在住のホワイトカラーという、「家」から比較的自由的な立場で日本型近代家族を形成していた若い世代の多くが、本当にそうした「不自由婚」に甘んじ続けていたのだろうか？ 多くの論者が指摘するように、北村透谷らが欧米的な「恋愛」の理念を本格的に導入した後、明治30年代以降の文学やジャーナリズムの中では、親が主導権を握る「日本風」の「脅迫結婚」を批判し、当人同士が決定権をもつ「自由結婚」を希求する声次第が高まっていた。そして大正期までに、少なくとも中等以上の教育を受けた新中間層の間では、対等な「人格」同士の結合としての「恋愛」「愛」に基づく結婚、という理想がかなり定着していたのである。

他方で、実際に戦前を通じて、親たちが介入しないいわゆる「自由結婚」でなく、見合いをし仲人を立てる媒酌結婚が主流であり続けたことは事実である。本稿では、戦前にもっとも大きな影響力をもった婦人雑誌の1つである『主婦の友』を資料として、なぜ欧米式の恋愛結婚という方法が受け入れられなかったのかという問いを中心に、戦前期の日本型近代家族における「愛」と結婚のあり方の

固有性を探る。結論を先取りすれば、少なくとも同志の推奨する見合結婚には、上述のような「家」本位の「不自由婚」という性格は極めて希薄である。むしろそこには、所与の社会状況の中で、同志の掲げる精神主義的・普遍志向的な「愛」の理想を、最大限に導入しようとする方向性が認められる。

2. 「愛」の理想と「不自由婚」の完全否定

1917(大正6)年にクリスチャンである石川武美が創刊した『主婦の友』は、当初から「愛」に基づく結婚という欧米的な理想を高く掲げていた。そして旧来の「不自由婚」的な結婚方法に対しては、一貫して明確に否定的な立場をとっている。例えば、新時代の結婚のあり方を探る「結婚号」と題された1918(大7)年の特集号の巻頭で、新渡戸稲造が次のような「日本の結婚=富籤」論を展開している。

「・・離婚の多いのも、つまりは日本在来の結婚の方法が誤って居るからの結果でありましょう。一度も遇った事のない男女が、好い加減な媒酌人の言前を信じて、少しも理解しあわずに一家をなすから、いろいろと不都合が生じ不満足が出来て、終には破鏡の嘆きを見るに至るのであります。今日多く行われて居る日本の結婚の方法は、恰も富籤を買うようなもので、不確實至極なものです」[1918(大7)年4月号「一番間違いない配偶者の選び方」]。

誌面に伺える若い世代の読者の声も、こうした富籤論を典型に、旧来型結婚に対する激しい反発という点で一致していた⁽²⁾。

それでは、この結婚の基盤となるべき「愛」の理念の内実はどのようなものか。まず注目したいのは、それが性欲を基盤とする不安的な情熱としての「恋愛」と対比されたことである。

「若い時は誰でも性欲上で、相和して行くことが出来るかとも思われる。・・併しそれは追々褪め

てゆくようで、何となく面白くなくなり、自ら家を外にして、然るべき興味を求めんとする傾向がある。・・結婚は只だ浪漫的な恋愛のみにも由られず、さりとて固より社会的な圧迫から無理に縁組みさせて、末永く幸福であろう筈はない」[1921(大10)年8月号「婚姻変改論」]。

「結婚前の恋愛なるものが果して、結婚後も長く続くものかどうか大に疑問である。・・西洋では恋愛は結婚に由って頓に冷めてしまうもので、別してかの浪漫的恋愛と称する熱烈至極なものは、それと反比例に極めて冷めやすいという者もある。

・・たとえ結婚前には所謂恋愛は左程なかったとしても、一旦夫婦と成って後、漸く日数を重ねるに従って相愛することの愈々親密となるところに、結婚生活の真締はあると云えよう。・・恋愛生活と夫婦生活とは自ずから別なものであると云おう」[1922(大11)年1月1日号「男女初恋論」]。

このように「恋愛」と対極化された「愛」の理念には、官能的・性的な色彩が絶無に等しい。また狭義の性ともほぼ無関連で、十分に論理的に一例えば「性行為は愛情の表現」といった形で一統合されてはいなかった。他方で、こうした精神主義的な「愛」の理想は、大正教養主義的な「人格」の理念と強く結びつけられる。

「立派な家庭を創るには夫妻はどういう考えを以って居たならば、よろしいかと申しますと、[1] 夫妻は高尚なる趣味と思想とを持つべきこと・・ [2] 夫妻は互に愛情と尊敬と礼譲とを以て相接すべきこと であります。妻が良人を愛し敬し、又良人に礼従するという事は当然のことでありますが、真に良人の心情と人格に敬服するというように夫たるものが振舞うならば、家庭の幸福はどれほどで御座いましょう。又夫は妻を愛するは勿論のこと、妻を尊敬し、妻に礼儀を以て接するという考えがあったならば、妻の満足はどれほどで御座いましょう。其時こそ妻は満腔の愛と敬と礼とを夫に捧げるであります」[1917(大6)年4月号「何うしたら家庭は円満に暮せるか」]。

「高潔な人格性」をもつ夫婦が相互に「敬」を持ち続け、そうした関係を通じて精神的に「同化」し合い「一心同体」となる——『主婦の友』が掲げる「愛」の理想的イメージは、このようにまとめられよう。

ところで拙稿 [2001] で論じたように、欧米のロマンティック・ラブは、ただ1人の特別に対する非合理的な情熱を基盤としており、その意味で特殊志向的である。これに対して「高潔な人格性」は、万人が教養の向上を通じて目指すべき徳性である。例えば、数名の未婚女性による「私の理想の良人」[1918 (大7) 年4月号] では、「良人の人格高ければ、十中の八九までは其の家庭も円満で厳格なものと思像してよいと存じます」とされるが、その望ましい「人格」の内実をみると、品行方正（謹厳・道徳堅固）・修養ができていること（忍耐・温和・謙遜・他人への同情と自己反省など）といった普遍的な徳目である。ここには、現在同じようなアンケートをとったら必ず上位に来るだろう「自分と合うこと」といった要請は希薄だし、恋愛対象にならない理由として「いい人なんだけど」という決まり文句が持ち出されるような近年の風潮とも遠い。『主婦の友』が掲げる「愛」の理想は、極めて精神主義的かつ普遍志向的な性格をもつといえる。

3. 「自由結婚」の困難

以上のように『主婦の友』は、「愛」に基づく結婚という理想を高く掲げていた。それでは同誌は、親などの保護者が全く介入せず、完全に当人同士に決定を委ねる「自由結婚」を積極的に推奨したのか？ そうではなかった。当時こうした革新的な結婚方法には、様々な点で大きなリスクと困難が伴ったからである。

①国家的・社会的な男女隔離と純潔規範

「自由結婚」を難しくした最大の要因と思われるのは、男女交際に対する国家的・社会的な抑圧である。中等以上の公教育では男女別学が貫かれ、若い男女の1対1の交際というだけで、周囲からは性関係を伴っていると憶測され非難された。大正期以降、職業婦人が増加していったが、職場恋愛も一般的にはご法度のところが多かった。戦前を通じて、石坂洋次郎が嘆くように、「一般社会の風習は、男女が自由に交際することを、快く認めるといふ風になって居らない」という状況が続いていたのである [1940 (昭15) 年4月号『恋愛雑感』]。

さらに女性にとって、戦前期の絶対的な純潔規範により、異性との交際のリスクがより高まる。『主婦の友』も、読者に「婦人の生命よりも尊い貞操」を守るよう説き、「婦人が男子に対しての警戒は、如何ほど嚴重であつても決して後悔を招く恐はありませぬ」などと警戒を促している [1920 (大9) 年9月号『男子の誘惑に遭つた経験』]。当時流布していたいわゆる「性交反応説」（性交により女性の血液が不可逆的に変質するという説）も、誌面全体としてみると定説とまではいえないが、頻繁に紹介されている。極端な例では、キスでも処女性が失われるとされることもあった⁽³⁾。

欧米式の完全な恋愛結婚を導入するには、男女が出会い交際する機会が、社会的に確保されることが必要である。しかし、以上のように、戦前の天皇制国家の下では、そうした前提条件が全く整っていなかった。

②近代化の過渡期における無法地帯的状况

さらに近代日本の場合、特に明治後期～大正期の都市において「自由結婚」には、上述の社会的視線といった間接的な困難だけでなく、より直接的な危険もあった。その背景には、近代化の過渡期に伴い、一種の無法地帯

的状况が現出するという事情があった。詳述しよう。

近世の日本社会において人々の日常的な意識や行動を律していたのは、非普遍的な規範としての「世間」の眼だとされる〔井上、1977〕。「世間並み」に振る舞い「世間に顔向けが出来る」ことが、いかなる場合にも達成されるべき基準というわけだ。この議論は基本的に妥当だと考える。この「世間」は、階層的・地域的に限定された狭いものだったと想定される。特に農民層では通婚も基本的に村落共同体内で行われ、村を越境する遠方婚は、近くに同家格の相手を見出しにくい富裕な上層に限られていた。

明治維新以降、教育制度の整備や資本主義の発達により、広範な社会移動が引き起こされた。序章で触れた都市の下宿学生を始めとして、多くの人々が従来の「狭い世間」の枠外へと踏み出したのである。他方で、1898（明31）年に明治民法が公布された後も、近代的な法制度はすぐには日常生活に定着しなかった。その結果、多数の「狭い世間」の隙間としての大都市では、特に結婚などの民事面で、ほとんど無法地帯的な状況が現出することとなった。結婚と同時の入籍という手続きがまだ浸透しておらず、婚約不履行や結婚詐欺などが多発したのである。

大正期に入ると、近代的な法制度の普及を目指す動きが起こってくる。伊藤孝夫〔2000〕によれば、大正デモクラシー運動の中で、それまでの「法と社会との亀裂についての根源的反省」から、吉野作造らを初めとする法曹関係者は「法律の社会化」を掲げて積極的に活動を始めた〔86〕。司法当局も、婚姻予約の故なき不履行に対する損害賠償の義務を認めた1915（大4）年の大審院判決などを画期として、内縁関係におかれた女性たちを法的に保護する姿勢を打ち出した〔井ヶ田、1982〕。

しかし、こうした法曹関係者たちの運動や

啓蒙の努力にも関わらず、実際には大正期にも依然として無法地帯的な状況が根強かったようだ。1920（大9）年の誌面から、明治20年代生まれの若い世代の読者たちの体験談をいくつかみてみよう。

まず地方を舞台とし、親が主導権をもつ伝統的なイメージの結婚だが、夫が俸給生活者で、近世的な「狭い世間」を越えた遠距離で縁が結ばれている事例。当事者間に十分なコミュニケーションが成立しておらず、しかも入籍といった近代的な法的手続きも定着していないことから、様々な問題が生じている。

〔事例A〕信州の田舎に住む筆者〔1891（明24）年生まれ〕は、熊本出身の高等官より求婚される。家族中が相手の地位の高さから「一家の面目世間への面晴、是非此の縁を纏めねば」と乗り気になり、先方の上官に一応の問合せをした上で、郷里について調べることなく、見合いて結婚。その後、熊本市から6里の所にある夫の郷里に、初めて舅姑を訪問。そこで初めて分かったのは、夫の長兄が放蕩者で消息不明となっており、弟は精神病で畑の中の小屋に監禁されているという事実であった。筆者はこれを見て、夫の短気・吝嗇・執念深さ・暴力は遺伝的に脳に影響を受けているからだと考え、軽率な結婚を悔やむ〔4月号『夫の選択に失敗した経験』〕。

次の事例BとCは、地方から都市に出てきて単身生活をしている若い男女が出会って恋愛し、入籍することなく同棲した後、男が女を突然捨てて完全に姿を消してしまうという体験談である。

〔事例B〕筆者〔1890（明23）年生まれ〕は実母に早く死なれ、小学校卒業後15歳で東京の伯父の元に預けられ、その後看護婦免許を取得して勤務していた。そこで彼女は入院してきた秋田出身の大学生Tと親しくなり、「知らず知らず恋慕の深みに引き入れられてゆき、彼の下宿を訪ねたりする仲となる。ある日Tが「自分の両親の方へは手紙で既に承諾を得ている」として結婚を申し込ん

なので、2人は彼の下宿で同棲を始め、筆者は貯金を出すなどして生活を支える。卒業試験の後、2人は秋田に帰省することになったが、Tは上野駅で何も言わず姿を消してしまい、帰ってみると既に下宿も引き払われていた。筆者は「今更らどうすることも出来ません。総ては全く私の軽率と不明と浮薄から起ったこと」と諦める。その後再び看護婦として働いていたところ、同じ職場で働く医者Nに熱烈に求愛されたので、今度はきちんと身元を調べてみると、彼には故郷に許嫁がいることが分かる [9月号『男子の誘惑に遭った経験]]。

[事例C] 和歌山出身で、神戸の伯母のもとに出てきていた若い女性が、隣家の下宿屋に住む兵庫県庁勤務の真面目な青年と親しくなった。そのうち彼から求愛され、自分自身の郷里の両親と伯母、さらに先方の親達も承認の上で、下宿屋の細君に仲人となってもらい、結婚した。ある日夫は、郷里の母が急病だということで、1人で帰省した。妻は夫の帰る日を待ちわびていたが、そこに夫の父が突然訪れて来て「悴には許嫁の娘があって、どうしてもそれと夫婦にならねばならぬ。母の急病とは詐りで、実は結婚の支度のために帰ったのである。お前には気の毒だがこれまでの縁と断念 [あきら] めて帰ってくれ」と言う [4月号『結婚に失敗して自殺せんとした二人の婦人]]。

以上の事例A～Cから伺えるのは、近代的な法制度がまだ社会全体を覆うに至っておらず、近世以来の「狭い世間」が並び立ち、その隙間一特に大都市一が一種の無法地帯と化した過渡期的な状況である。何かトラブルを起こしても、郷里に逃げ帰るなり行方をくらすなりすれば、あまり責任を追求されなくてすんだのだ。こうした中で『主婦の友』も、「節制のない自由結婚をした婦人の末路は殆んど悲惨の境遇」 [1919 (大8) 年10月号『自由結婚をして悲境に泣く婦人の告白]] という現実的な認識から、読者に強く警戒を促さざるをえなかった⁽⁴⁾。

③医療の相対的な未発達

この近代化の過渡期的な状況は、上述の法制度だけでなく、戦前の医療に関してもある程度妥当していた。結核やハンセン病を初めとして、伝染病と認定されながら、まだ効果的な治療法が確立していない病気が多かった。このため近親にこの種の病人がいる場合は、結婚を避けるという安全策が取られがちであった。例えば1920 (大9) 年には、結婚候補者の叔父が天刑病 (ハンセン病) で死んだことが判明したため破談になったという実話が、肯定的に報告されている [10月号『結婚の調査は何うすれば間違がないか]]。性病も大きな問題だったが、十分な治療法は未確立だった。

また戦前期の医学は、現在の目からみると、遺伝偏重的な傾向が強かった。『主婦の友』でも、執筆者によって多少違いはあるが、当時から学界では伝染病と認定されていたハンセン病をはじめ、精神病・癌なども全て遺伝性だとする記事が多い。犯罪や飲酒癖が含まれることもある [1919 (大8) 年4月号『青年男女に奨めたい理想的結婚法]]。上述の事例Aでは、短気や吝嗇といった性格まで、脳の遺伝的な欠陥が疑われている。

④保護者の介入の必要性

近代的の過渡期における無法地帯的な状況の現出、医学の相対的な未発達—こうした中で「自由結婚」には極めて大きなリスクが伴っていた。それに対する不可欠な安全弁として『主婦の友』は、当事者の親を初めとする保護者的な年長者が、結婚に積極的に関与することを強く要請した。その第一義的な役割は、まず何よりも縁談相手の身元調査である。

「結婚問題が起ると第一に考えなければならぬことは相手方の身元調査であります。同じ一村落に住まっても、その人の身元となると明白に

分りにくいものです。まして遠く離れた土地では、その身元を明確に調査することは容易の業ではありません。さりとて何処の馬の骨かさえ明らぬ者に大切な将来を託することは、余りに大胆な仕方であります」[1920(大9)年10月号『結婚の調査は何うすれば間違はないか』]。

もっとも事例Bに伺えるように、親が一応の身元調査をしても、相手の事情が十分に分かるとは限らなかった。こうしたリスクを軽減するための補助的な制度として、都市を中心に発達してきたのが、興信所などの調査機関であった。1920年代初めの段階で、東京にはこうした機関が多数あり、「現住地以外に出生地から転任地を順々に調査して至る処に關係を求めて各方面を漁」という専門的ノウハウを駆使しつつ、「戸籍に関する事、その人の履歴、教育程度、技術の巧拙、行儀の良否、職業、容貌、体格、病気の有無、世間の評判、血統、家柄、家庭家族の關係、暮し向、性質、品行、応接振り、趣味嗜好、初婚か再婚か、男女秘密關係の有無、評判の実否、財産」など、あらゆることを調べてくれるという[同上]。

たとえ男女の自由な交際から始まった縁談でも、最終決定前には一定の調査が必要だと考えられた。石坂洋次郎夫妻を例にとると、2人は1922(大11)年頃の青森県で、「同じ町内」で「文学の好きな者同志が集まって話したり遊んだり」する交際を通じて知り合い、まず石坂から夫人への直接の求婚がなされた。これは実質的にはほとんど恋愛結婚であり、当時の地方としては珍しい先端的な事例といえる。それでもその後、石坂は仲人を立てて彼女の両親に申し込み、親が娘の意思を確認・石坂の血統を調査するという段階を踏んで、最終的には媒酌結婚の形をとった[1948(昭23)年10月号『娘さんと花嫁さんの結婚座談会』]。身元が確かでも、やはり血統調査は不可欠な手続きとされていたことが伺える。

⑤新中間層における「広い世間」の形成

以上で論じた「狭い世間」の隙間の無法地帯化という状況は、近代化の進展により、戦前を通じて少しずつ解消に向かったと考えられる。入籍や婚約不履行に対する損害賠償請求といった法的手続きは、時代が下るにつれ身近なものとして定着していった。また中川清[1985]によれば、事例A～Cの掲載年である1920(大9)年以降、地方から東京市に流入してきた若年層は、新市域を中心に家族を形成し、本格的に定住し始める。

同年の誌面から、ある知的エリート女性の、当時としてはもっとも先端的といえる媒酌結婚の例をみてみよう。

[事例D①] 女子高等師範を卒業後、女学校教師を続けて25才になったさくら子は、結婚相手として「肩書の如何にかかわらず実力のある人、意思の強固な人、人格の高潔な人、まだ出来上らないで私のようなものでも、その助力に依り、共に運命を開拓する労苦と愉悅[よろこび]を味わい得るような人」を望んでいた。縁談は、郷里にかなりの数が来ていたほか、母校の旧師や在籍校の校長の紹介による話も幾つかあり、直接に手紙で申し込んで来る者も多かった。その中で、ある日、面識のない東京在住の出版社員Kから、彼女の小学校時代の恩師Nの名前を併記した求婚の手紙を受け取る。Nの同窓生であるKは「私の身の上や性格に就ては数年前よりN先生を通してよく知っているので、生涯を共にする婦人として数年来熱望していたことなどを詳しく認め、若し私に結婚の意思があるならば私の実家の方に申込みたいという希望や、N先生の名を並べたのは場合によっては媒介の労をとってもよいという承諾を得たためだということが書き添えられて」あった。真面目で礼儀正しい印象を受けたので、郷里の親にこのことを知らせると、実家では相手の身元調査を行い、結果がよいので当人さえよければ決定してもよいと許可してくる。自分でも、母校の旧師を通じてKの出身大学の教授に照会し、彼の人物や学

識について確かめる[4月号『夫の選択に成功した経験』]。

ここで注目したいのは、当時の知的エリート同士の縁談が、学校と職場を基盤とする人間関係の網の中に包み込まれていることだ。さくら子には旧師や職場の上司から縁談が紹介されているし、Kも広い意味では彼女を取り囲むこのネットワークの中にいる。この2つの近代的制度は、多くの場合、かなり長期間の接触による安定した人間関係をもたらす。そしてこの安定性を基盤として供給される信頼は、直接的な面識の範囲を超えて拡張される。さくら子が母校の恩師を通じてKの出身大学の教授に彼の人物を照会できたことは、その典型的な例といえる。この学校と職場に基盤をもつ安定的だが緩やかなネットワークの構築は、従来の血縁的・地縁的な「狭い世間」とは異質な、近代的な「広い世間」の形成として捉えられるのではないだろうか。

以上のように明治以来の「狭い世間」の隙間の無法地帯的な状況は、大正末頃から少しずつ解消に向かった。それでも昭和10年代にも、男性が女性を妊娠させた後に消息不明になるといった事件がかなり報告されている(例えば1937(昭和12)年5月号『婦人の貞操悲劇を解決する座談会』)。また医学の相対的な未発達や遺伝偏重という事情は、戦前を通じて変わらない。こうした中で保護者による一応の身元調査は、やはり不可欠の安全策として、一般的に行われ続けた⁽⁵⁾。

4. 「愛」を組み込んだ新しい結婚方法の提唱

以上のように戦前を通じて、当事者同士に全てを委ねる「自由結婚」には多大なリスクが付きまとい、保護者による一定の介入が必要とされる状況が続いていた。『主婦の友』はこうした条件下で、最大限に「愛」に基づ

く結婚を実現する結婚方法を模索した。

ところで既述の通り、同誌が結婚の基盤として掲げる「愛」は、性的色彩が強く不安定な「恋愛」と対極化され、極めて精神主義的かつ普遍志向的な性格のものだった。男女が結婚前に育み確認すべきなのは、説明も統御もできない非合理的な情熱などでは決してなく、あくまで互いの「人格」への落ち着いた判断とそれに基づく「愛」でなければならない。「恋愛は相手方のいいところのみに牽きつけられて始まる」が、「結婚はむしろ反対に相手方の悪いところをのみ知り抜いた上で迎えるのが、最も賢明なやり方」というわけだ[1922(大11)年1月1日号『男女初恋論』]。またおそらく前述の極端な性交反応説の影響もあって、キス・抱擁といった軽度の身体的接触も一切排除される。

同誌が以上のような条件を満たす最善策として推奨したのが(1)家庭的グループ交際の導入であり、次善策が(2)見合結婚の改革であった。いずれの場合も、当事者の親を初めとする大人たちに対し、近代化の過渡期に伴うリスクの軽減、第3者的な冷静な視点から未経験な若者たちの判断力不足を補うこと、性的逸脱の監視、といった役割を果たすことが要請された。

①最善策としての家庭的グループ交際

拙稿[2001]で論じたように、19世紀以降の欧米社会における恋愛結婚の普及は、ブルジョアジーの社交制度に組み込まれた様々な出会いと交際のための制度によって支えられていた。この場合、前節で取り上げた身元の保証という問題は、この社交界に参加可能という時点で既にクリアされているばかりか、階層的にもスクリーニング済みである。そこには一官能性をかきたてつつも一性的逸脱を防ぐ巧妙な装置も組み込まれていた。

創刊当初から『主婦の友』は、こうした欧

米式をモデルとして、家庭を中心とした非一対一の男女交際の導入を提唱している。最初期の例をあげると、既述のように富籤論を展開して在来的な結婚方法を批判した新渡戸稲造は、同じ記事で次のように論じている。

「欧米では青年男女が交際して如何にも自由のように見えるが、若い婦人が一人で若い男の下宿へ訪ねるなどという検束のないものではありません。若い男女が如何にも打ち解けて親しく話し合っているように見えても、其の部屋の向うの隅で、父なり母なりが必ず居て、耳をすませば二人の談話が明かに聞き取れる距離で、読書をして居るなり編物をして居るなりして居るのであります。たとえ其の部屋には居なくても、其の隣の室に居る。そして何時でも二人が何をして居るかを監視とはいわないが視る事が出来るようにして居るのです。郊外に一緒に散歩をするが、それにも必ず目上の誰かが一緒に行き、若い男女が二人切で散歩をするような事は絶対にありません。こういうように秩序あり乱れざる組織で青年男女が交際し、互に男は女性を女は男性について理解を持つ事が出来るから、一朝配偶者を選ぶという時に当っても冷静に選択する事も出来、従って離婚の数も少く、家庭の不幸に泣く婦人も少くなるのであります」[1918 (大7) 年4月号『一番間違いない配偶者の選び方』]。

同誌ではこれ以降、この家庭的な交際という提案が繰り返さされた。具体的には「祈祷会、読書会、修養会、音楽会、歌会などのようなものを、親達を中心となって家庭で行う」ことが推奨された[1920 (大9) 年4月号『娘の結婚問題に就て母としての理想』]。こうした会合の主催は、いわば個々の家庭による小型版の社交界創出の試みといえる。もちろん親の「広い世間」的なネットワークにより、参加者は身元確実な人物にあらかじめ限定され、おそらく階層的にもスクリーニングされる。また常に第三者の介在があるから、性的逸脱の危険性は排除され、社会的な疑念もま

ねかずにすむ。

この家庭的グループ交際という方法が、ほぼ理想的な形で実現し実を結んだ事例を1つあげておこう。

【事例E】 東京市在住の投稿者は、娘が女学校3年の頃から、交友・手紙の往復などを反感を抱かせぬ程度に監督するとともに、「日頃良人が学生を愛して若い男女の出入りが多いのを幸い、それ等の人々を時々晩餐やお茶に招待したり、また音楽の合奏会などして娘のため男女交際の道を開いて」やる。やがてその中で知り合った2人の青年から結婚申込みがあり、筆者は「両候補者と公式の交際を始め、煩いほど訪問もいたし、また度々招待して家族の方々とも親しく交」わった。こうして自ら人物観察をすると同時に、娘の気持ちを打診した結果、他の家族や親類の反対を押し切って財産など条件的には劣る青年のほうを選択、2人は結婚し幸福な家庭を築いたという[1920 (大9) 年10月号『娘を縁づけた母の苦心』]。

ここまで親が積極的に取り組まない場合でも、家庭を基盤とする不定形なグループ交際はけっこうあったと推測される。例えば「よく家に遊びに来ていた兄の友人と結婚」的な例こそが、戦前ではもっとも可能性の高い恋愛結婚のパターンかもしれない。

しかし、こうした家庭的グループ交際を積極的に主宰する財力・余暇・資質に、全ての親が恵まれているわけではない。また誌面での提唱者や成功者のほとんどが東京在住であることにも伺えるように、保守的な地方の在住者にも実現困難だったと思われる。都会での单身生活者もこうした機会にあずかりにくい。例えば昭和10年代にも、東京で一流企業に勤務する男性が「他人任せの籤引のようなのは厭ですし、よく知った人と結婚するにも交際の機会がない」「私達の周囲を見ますと、半数以上は郷里の婦人と結婚していますが、それは堅実な生活を営む上からいって、郷里から貰った方が安心だというのです」と

発言している [1937 (昭12) 年5月号『職業をもつ青年男女が結婚の理想を語る座談会』]。

遅れてきた近代国家である日本の新興の新中間層は、前述のように緩やかな「広い世間」を形成しつつあったものの、階級的な社交制度を作り上げるにはほど遠かった。その結果、欧米式の家庭的グループ交際という方法には、実際は限界があった。

②次善策としての見合結婚の改革

こうした社会状況下で、多くの人は恋愛結婚を理想としてはいても、現実には見合結婚という方法に頼らざるをえなかったと考えられる。

しかし、新中間層の若い世代の見合結婚の実態は、従来の典型的な「不自由婚」のイメージ—親同士が「家」の事情に基づいて決定し、当人同士は結婚式当日までほとんど顔も合わせないといった—とは、かなり異質だと思われる。「恋愛」「愛」の理念が社会的に定着するに伴い、見合結婚という方法も、①当人同士が十分に接触して互いの「人格」を理解し、それに基づき②当人たちの意思を十分に尊重して最終決定を下す、という方向へと変化していくのである。

まず①の相互理解を可能にするためには、見合いの一連の過程に、当人たちの質的・量的に十分な接触を組み込むことが推奨される。そのためのマニュアル的な記事も多い。例えば1931 (昭6) 年の付録「婚礼画報」[3月号]では「郊外散策などでする見合」が紹介され、「男子側に年少の妹などがあれば、同伴するのも一方法です。無邪気な少女によって、両人間の話題も、自然に多く見出されることがあります」など、きめ細かな助言がなされる。

結婚の最終決定前はかなり長期間の交際がなされた例として、前出した女学校教師・さくら子の事例がある。手紙で求婚してきた

出版社員Kの身元を十分に調べた後で、2人がいかなる過程を踏んで結婚に至ったかみてみよう。

[事例D②] さくら子は夏休みを利用して母親と一緒に上京し、Kと初めて顔を合わせる。約20日の滞在の間、「三人で水菓子やアイスクリーム等を頂きながら談話に時を費したり、また打ち連れて日比谷や上野の散歩に、又は神楽坂や銀座の夜の町に出掛ける」などして、お互いをかなり理解し合う。彼女はKに惹かれるが、同じ頃に遙かに条件のよい縁談が他にも持ち込まれており、思い悩む。煩悶の末、とうとうKに断りの手紙を書いて投函するが、その夜は後悔して眠れず、夜明けと共にポストから手紙を取り返す。「自分の赤裸の本心をちっと凝視して見れば、私のK様に対する最初の敬はずでに醜酔して愛となり、何物を以てしても私の胸の底から拭い去ることが出来ないようになって」いたのだ。その後2人は結婚し、東京で幸福な家庭を築いたという [前出『夫の選択に成功した経験』]。

もっとも、このように若い男女が一常に第3者(母)が同席するという配慮が払われていたにせよ—繰り返し一緒に街を歩いたりするという事例は、やはり例外的である。既述のように男女交際に対する社会的抑圧が強い中で、最初の見合い後に長期間の交際を重ねるという方法は、現実にはかなり実現困難だったようだ。上と対極的な例をあげると、例えば1927 (昭2) 年の読者2人の「見合日記」[1月号]では、いずれも男性が女性宅を訪問する形で見合いが行われ、この1回だけで結婚を決めている。おそらく平均はこれらの中間、すなわち最終決定前に1~3回対面といったところだと思われる⁶⁾。

次に②決定権の親子間の配分をどう考えるかについては、誌上でもかなり幅がみられた。例えば、ある女学校長は、親が調査のうえで肯定しうる縁談だけについて見合いを行い、その後の最終決定は完全に娘自身に委ねるの

が望ましいとする [1920 (大9) 年4月号『娘の結婚問題に就て母としての理想』]。別の女学校長は、決定権を本人5点・両親4点・親戚朋友が合計1点という配分で考えるのがよいのではないかという [同『結婚の儀式と披露の改造法』]。『主婦の友』を徹底する基本見解といえるのは、本人の拒否権を決定的なものとして尊重するという原則である。親が娘に嫌がる縁談を強要し続けるといった「封建的」なやり方は、一貫して完全に否定された。

他方で、既述のように「家族制度」を擁護する体制内的な雑誌として、結婚には家長の同意を不可欠の条件とする原則もやはり堅持され、いわば親側にも拒否権が認められていた。従って、上とは逆のパターン、すなわち娘が結婚を望んでいるのに親が反対という場合、この食い違いは原理的に解決されえない。こうした相談には、常に「長時間かけて接点を見出せ」という妥協のかつ曖昧な助言がなされた。もっとも、そもそも見合結婚という方法をとる以上、身元・職業・収入といった条件はあらかじめクリアされているはずだから、現実には親の反対という事態は例外的だったと思われるが。誌面でもこうした悩みは頻繁にはみられず、また地方在住者に多い。

同誌をみる限り、都市在住の新中間層の親たちの間では、子供の意思を尊重するリベラルな空気が主流的だったように思われる。例えば1922 (大11) 年、各界の名士に「恋愛もしくは結婚問題に就て親子が意見を異にした場合」どうするかアンケートを取った記事では、33人中「断固反対する」が2名で、残りは「最後は本人の自由に任せる」と回答している [7月号『子女の恋愛及び結婚問題について』]。さらに下って1940 (昭15) 年には「昔と違って今では、どんな結婚でも最後の決定権は本人同志にある」といわれている [2月号『近藤浩一路画伯夫妻と中川一政画伯夫妻が夫婦生活の妙味を語る座談会』]。

以上のように『主婦の友』は、見合結婚という方法をとる場合、①当人同士が十分に交際して互いの「人格」を判断し、そのうえで②最終的な決定について当人の意思を重視するという、明治期までとは異質なやり方を提唱した。この新型の見合結婚は、親が主体となる「家」同士の「不自由婚」という性格のものではない。既述のように、もっとも理想的な方法として推奨されたのは家庭的グループ交際に基づく恋愛結婚だったが、同時代の日本の状況下ではこうした見合結婚がベストに近いという評価も広く共有されていた (例えば1938 (昭13) 年1月号『結婚秘典』)。実際、事例Dのように、形式的には媒酌結婚だが、実質的には限りなく恋愛結婚のイメージに近い事例も散見する。見合結婚の機能が「親による結婚統制から互いに知り合うチャンスの提供へと変容」したのは戦後だといわれる [井上・江原編、1995]。しかし、同誌をみる限り、戦前からそうした方向性が少なくとも潜在的にはあったといえるのではないだろうか。

注

- (1) 他に井上・江原編 [1995]・ヴェール [2000] など。
- (2) 例えば、20才前後 [明治30年代前半生まれ] の4人の未婚読者による「時代に覚醒した処女が心に秘めたる結婚に対する要求」 [1920 (大9) 年1月号] でも、3人の女学校卒業生が同様の論旨を述べている。
- (3) 例えば1937 (昭12) 年の別冊付録「娘と母の衛生読本」では、「接吻した女性の血液を検査すると、いくら自分は処女だと頑張っても、処女でないところの証拠が歴然と現れますから、科学の力は恐ろしい」「道徳的に考えて、処女は絶対に接吻などするものではない

く・・・と断言されている [8月号]。

- (4) もちろん例外はあり、1922 (大11) 年の「自由結婚をしたる男女の経験」[2月15日号]では、4例全てが成功例として紹介されている。また1927 (昭2) 年の「恋愛結婚に成功した婦人の経験」[6月号]は、婚前交渉があったが幸せな結婚につながったという、極めて例外的な事例である。しかし、誌面を総体としてみれば、やはり失敗例の報告が目立つ。
- (5) 昭和10年代の関西の上流家庭を描いた谷崎潤一郎「細雪」には、結婚に際しての伝染病への警戒・遺産重視・興信所による郷里調査など、『主婦の友』と共通する内容が描かれている。
- (6) 『主婦の友』には十分に詳しい記事が少ないので、再度「細雪」を例にとると、雪子は結婚の諾否の最終決定までに、小説中の最初の見合いでは相手と2度対面し (2度目は媒酌人宅を訪問し、2階で1時間半ほど2人きりで会話)、2回目も2度 (ただし最初の時に内心で本人が断ることを決めており、2度目は街で偶然すれ違いすぐ別れただけ)、3回目も2度 (2度目は相手が媒酌人と一緒に雪子宅を訪問、次に電話で2人きりの食事に誘われたが、言を曖昧にして承諾しなかったため相手から断られる)、4回目は1度だけ (相手から断られる)、5回目に4度会った後で結婚を決めた。3回目の例からみると、最初の見合いから最終決定までの間に外での2人きりのデートを組み込むのが正統な手続きか否かについては、まだ社会的に決着がついていなかったようだ。

参考文献

- 江刺昭子 1989 「解説～愛と性の自由」 in 江刺編「愛と性の自由～『家』からの解放」、社会評論社
- 大塚明子 2001 「近代家族とロマンティック・ラブ・イデオロギーの2類型」『文教大学女子短期大学部研究紀要』第45集
- 井ヶ田良治 1982 「明治民法と女性の権利」 in 女性誌総合研究会編「日本女性史第4巻 近代」、東京大学出版会
- 井上忠司 1977 「『世間体』の構造」、NHK出版
- 井上輝子・江原由美子編 1995 「女性のデータブック 第2版」、有斐閣
- 伊藤孝夫 2000 「大正デモクラシー期の方と社会」、京都大学学術出版会
- 菅野聡美 2001 「消費される恋愛論～大正知識人と性～」、青弓社
- 中川 清 1985 「日本の都市下層」、勁草書房
- 瀬地山角 1996 「主婦の比較社会学」 in 井上俊他編「現代社会学19 〈家族〉の社会学」、岩波書店
- ヴェール、ウルリケ 2000 「もう一つの『青鞥』」 in 奥田暁子編「女と男の時空 [日本女性史再考] ⑩～闘ぎ合う女と男～近代 [下]」、藤原書店